

■社会福祉法人等利用者負担の軽減制度について

1 社会福祉法人等利用者負担額軽減認定について

社会福祉法人等利用者負担額軽減認定に該当になると、社会福祉法人が提供する下記の介護保険サービスの費用が軽減されます。

軽減の対象になるサービス種類や軽減率は、下記のとおりです。

また、認定を受けるには申請が必要です。該当になると、認定証を交付します。

※社会福祉法人であっても、この制度を実施されていない法人もあります。

利用される時は、事業所にご確認ください。

○軽減対象になるサービス種類、軽減率

サービス種類	軽減率
訪問介護	サービス費の4分の1が軽減
通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
短期入所生活介護	サービス費、食費、滞在費の4分の1が軽減
(介護予防)短期入所生活介護	サービス費、食費、滞在費の4分の1が軽減
地域密着型通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
療養型通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
認知症対応型通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
(介護予防)認知症対応型通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
小規模多機能型居宅介護	サービス費、食費、宿泊費の4分の1が軽減
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	サービス費、食費、居住費の4分の1が軽減
看護小規模多機能型居宅介護	サービス費、食費、宿泊費の4分の1が軽減
介護福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)	サービス費、食費、居住費の4分の1が軽減
第1号訪問事業(総合事業訪問介護のみ)	サービス費の4分の1が軽減
第1号通所事業(総合事業通所介護のみ)	サービス費、食費の4分の1が軽減

※生活保護受給者は、介護福祉施設と短期入所の個室にかかる費用のみ軽減されます。

※老齢福祉年金受給者(年金制度が始まる前に、年金受給対象年齢に達していた人)は、軽減率が2分の1になります。

2 軽減の対象者

市民税非課税世帯の方が対象で、以下の要件を満たす方が対象になります。

1 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者

2 下記の要件をすべて満たす者

ア 年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

ウ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用する資産を所有していないこと。

※居住用の家屋、当該家屋が建つ土地及び当該土地と一体とみなせるような隣接する畑等、田畑山林、所有者が複数にわたり処分が困難な土地等は、所有が認められる資産です。

エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

オ 介護保険料を滞納していないこと。

※年間収入は、同一世帯の方全員の収入を合算します。恩給や、非課税年金（遺族年金、障害年金）、親族からの仕送り等を含みます。

※預貯金の額は、普通預金の他に定期等も含みます。また、同一世帯の方全員の預貯金額を合算します。

3 軽減の申請について

○申請に必要なもの

- 1 申請書（要押印）
- 2 収入申告書（申請書の裏面 要押印）
- 3 世帯全員の収入が確認できる書類（預貯金通帳コピー、給与証明、源泉徴収票等）

※通帳のコピーは、①口座名義人のわかるページ、②最新の預貯金残高のわかるページ、③1月～12月の記帳がされているページすべて、が必要です。この軽減制度は、8月から次の年の7月までを一つの期間としていますので、下記の例のとおり通帳コピーが必要となります。

7月31日までに申請の場合

必要な通帳コピーの期間

平成30年1月1日～12月31日

軽減措置の適用期間

令和2年5月1日～7月31日



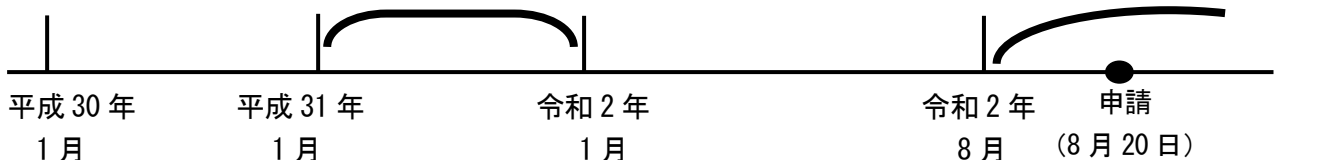
8月1日以降に申請の場合

必要な通帳コピーの期間

平成31年1月1日～令和1年12月31日

軽減措置の適用期間

令和2年8月1日～令和3年7月31日



※軽減措置の適用期間は、申請月の月初にさかのぼって適用